

北海道NPOファンド 会費規程

第1章

(目的)

第1条 この規程は、北海道NPOファンド（以下「この法人」という。）の定款第2章第6条3項に規定する必要な事項を定めることを目的とする。

(会費)

第2条 この法人の会員の毎年の会費は次のとおりとする。

- ・正会員・・・年会費 5,000円
- ・賛助会員・・・年会費 3,000円

(改廃)

第2条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和3年12月20日から施行する。(令和3年12月20日理事会決議)